

高松市特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する  
指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止を図るために必要な措置の基準等を定めることにより、レジオネラ症の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定入浴施設 温湯、潮湯又は温泉その他を使用して人を入浴させる施設であつて、次に掲げる施設又は事業所内に設置されるもののうち、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場以外のものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童相談所に設置された一時保護施設

イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所又は助産所

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設

オ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設又は女性相談支援センターに設置された一時保護施設

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター又は有料老人ホーム

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス、施

設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業所及び施設

(2) 施設設置者 特定入浴施設が設置されている施設又は事業所の設置主体をいう。

(構造設備に係る措置の基準)

第3条 施設設置者が、特定入浴施設の構造設備について講じるべき措置の基準は、次のとおりとする

(1) シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)又は原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)(以下「原湯等」という。)を用いる構造とすること。

(2) 貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、貯湯槽内の原湯等の温度を60度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、貯湯槽内の原湯等のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備える場合は、この限りでない。

(3) オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)を設ける場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しない構造とすること。ただし、当該回収槽を清掃の容易な構造とし、かつ、清掃の容易な位置に配置する場合であって、回収槽内の湯水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備えるときは、この限りでない。

(4) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を浴槽に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

(5) 循環式浴槽(浴槽の湯をろ過器(浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア ろ過器は、その1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、かつ、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ等を排出することができる構造であること。

イ 原湯等の配管は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続しないこと。

ウ 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

エ 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を消毒するための塩素系薬剤の注入口又は投入口を設ける場合は、浴槽水がろ過器に流入する箇所の直前に設けること。

（６） 原湯等の浴槽への流入口は、原湯等を浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

（７） 循環してろ過された湯水（以下「循環水」という。）の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。

（衛生に係る措置の基準）

第４条 前条に規定するもののほか、施設設置者が特定入浴施設（個人用のものを除く。）について講じなければならない入浴者の衛生に係る措置の基準は、次のとおりとする。

（１） 浴用に供する湯水は、第５条に定める水質基準に適合させるとともに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、１年に４回以上とする。

ア 水道水（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第９項に規定する給水装置により供給される水をいう。）を用いない原水 １年に１回以上

イ 連日使用循環水（２４時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。）を用いない浴槽水 １年に１回以上

ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 １年に２回以上

（２） 前号の水質検査の結果は、検査の日から３年間保管するとともに、その結果が水質基準に適合していないときは、直ちにその旨を市長に報告すること。

（３） 浴槽水の消毒に当たって、塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は頻繁に測定して記録し、通常１ℓにつき０．４mg程度に保ち、かつ、最大で１ℓにつき１．０mgを超えないように努める等適切に管

理を行うこと。また、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。

(4) 浴槽水は、毎日完全に入れ替えること。ただし、循環水を用いている場合であって、1週間に1回以上完全に入れ替えるときは、この限りでない。

(5) 貯湯槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 貯湯槽内の原湯等の温度は、60度以上に保つこと。ただし、浴槽水の消毒の例に準じて貯湯槽内の原湯等の消毒を行う場合は、この限りでない。

イ 貯湯槽に生物膜が生じないように定期的に清掃を行うこと。

(6) 回収槽を設けている場合は、回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと。

ただし、回収槽の清掃及び消毒を1週間に1回以上行い、かつ、浴槽水の消毒の例に準じて回収槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

(7) 気泡発生装置等を浴槽内に設けている場合は、その浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。また、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよう適切に管理すること。

(8) 循環式浴槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄をして汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

イ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(9) 消毒設備を設けている場合は、その維持管理を適切に行うこと。

(10) シャワーを設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。

イ シャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検し、並びにその内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(11) 公衆衛生上入浴者が守るべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(12) 施設設置者は、施設設置者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定め、前各号の措置に関して点検を行わせ、その結果を3年間

保管すること。

(水質基準)

第5条 浴用に供する湯水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものであること。

|         |                |                                |
|---------|----------------|--------------------------------|
| レジオネラ属菌 | ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法 | 検出されないこと(100ml中に10cfu未満であること。) |
|---------|----------------|--------------------------------|

(立入検査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、施設設置者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に事務所その他の事業場に立ち入り、この要綱で定める措置の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(改善指導等)

第7条 市長は、施設設置者がこの要綱に定める措置の基準に違反していると認めるときは、当該施設設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導するものとする。

(指導監督の区分)

第8条 この要綱に基づく指導監督は、特定入浴施設が行う事業に応じ、当該特定入浴施設を所管する課が主導的に処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。